

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

工業技術総合センターの試験等のための機器を新たに導入することに伴い、工業技術総合センター使用料の額を改定するため、滋賀県行政財産使用料条例(昭和39年滋賀県条例第5号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 工業技術総合センター使用料のうち、機械電子機器および機能材料機器使用料の額を改めることとします。(別表関係)

(1) 工業技術総合センター使用料

使用料は機器1種類ごとに所要経費<sup>\*</sup>を算定した上で、条例上、その最低額と最高額を規定しているところであるが、精密測定機器として非接触画像測定機を、微小観察機器として電界放出型分析走査電子顕微鏡を導入することに伴い、使用料の規定を改正するもの。

※所要経費：人件費や減価償却費、光熱水費等の原価計算により算出した経費

[改正前]	精密測定機器	1時間あたり最低220円最高1,360円
	微小観察機器	1時間あたり最低300円最高4,490円
[改正後]	精密測定機器	1時間あたり最低220円最高2,410円
	微小観察機器	1時間あたり最低300円最高6,600円

(2) この条例は、令和3年1月1日から施行することとします。

滋賀県行政財産使用料条例新旧対照表

旧			新		
本則および付則 省略 別表 1 から 3 まで 省略 4 工業技術総合センター使用料 (1) 省略 (2) 機械電子機器および機能材料機器使用料			本則および付則 省略 別表 1 から 3 まで 省略 4 工業技術総合センター使用料 (1) 省略 (2) 機械電子機器および機能材料機器使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
電気・磁気環境機器	1時間	円 最低 320 最高 6,800	電気・磁気環境機器	1時間	円 最低 320 最高 6,800
計測機器	同	同 220 1,400	計測機器	同	同 220 1,400
観測機器	同	同 590 1,000	観測機器	同	同 590 1,000
記録機器	同	同 320 540	記録機器	同	同 320 540
発生機器	同	同 220 700	発生機器	同	同 220 700
変換機器	同	同 290 510	変換機器	同	同 290 510
磁気特性測定機器	同	同 290	磁気特性測定機器	同	同 290

		310
精密測定機器	同	同 220 <u>1,360</u>
機械試験機器	同	同 460 1,370
材料試験機器	同	同 250 1,340
微小観察機器	同	同 300 <u>4,490</u>
機械試料調整機器	同	同 280 1,070
環境機器	同	同 150 2,220
物理量測定機器	同	同 80 620
分析機器	同	同 300 6,440
物性評価機器	同	同 250 3,360
化学試料調整機器	同	同 150 5,770
食品加工機器	同	320

		310
精密測定機器	同	同 220 <u>2,410</u>
機械試験機器	同	同 460 1,370
材料試験機器	同	同 250 1,340
微小観察機器	同	同 300 <u>6,600</u>
機械試料調整機器	同	同 280 1,070
環境機器	同	同 150 2,220
物理量測定機器	同	同 80 620
分析機器	同	同 300 6,440
物性評価機器	同	同 250 3,360
化学試料調整機器	同	同 150 5,770
食品加工機器	同	320

工作機器	同	最低 100 最高 5,440
コンピュータシステム機器	同	同 400 3,030

注 省略

工作機器	同	最低 100 最高 5,440
コンピュータシステム機器	同	同 400 3,030

注 省略